

再エネ・省エネ 機器等の導入を 支援します



町は、ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みの一環として、これまでの太陽光発電システムに対する補助制度を拡充し、地球温暖化対策につながる新たな機器等を対象に加えた「町民みんなで推進するゼロカーボン事業」を、町民や事業者の皆さんに向けて実施します。

町民みんなで推進する ゼロカーボン事業補助金



～事業の手引き～





各種申請手続きと補助金交付までの手順

補助金の交付には次の①～④の手続きが必要です。全体の流れは3ページの「補助金交付までの手順」を参考にしてください。

① 交付申請（申請者 ⇒ 町） ※郵送可

対象機器等の設置工事に着手（電気自動車の場合は車両の登録、ディスプレイ型を除く生ごみ処理機とコンポスターの場合は注文）する前に、下表の各書類を役場の環境生活課（温暖化対策係）に提出してください。「補助金等交付申請書」とその「別紙」などの様式は町ホームページからダウンロードするか、役場の環境生活課（温暖化対策係）でお受け取りください。

対象機器等	提出が必要な書類	
	交付申請（対象機器等の導入前に必要な手続）	
	共通の書類	共通の書類に加えて必要なもの
太陽光発電システム	(1) 補助金等交付申請書 (音更町補助金等交付規則第6条関係・別記第1号様式) (2) 補助金等交付申請書 別紙	(1) 太陽電池の最大出力及びパワーコンディショナーの定格出力の合計値が確認できるものの写し（別途提出する機器の仕様がわかる書類等で確認できる場合は不要） (2) 太陽光発電システムの設置に係る図面（太陽光モジュールの面積、設置角度、設置方向、設置箇所及び架台の高さがわかるもの）の写し
定置用蓄電池	(3) 個人の場合は、住民基本台帳に関する調査及び町税納入状況調査承諾書（別記第1号様式）	対象機器等を設置しようとする場所がわかる図面の写し又は現況写真
電気自動車	(4) 事業者の場合は、納税証明書の写し	※共通の書類のみ
V2H充電設備	(5) 対象経費の内訳が明記されている工事請負契約書、売買契約書、注文書、見積書又はカタログ等の写し	対象機器等を設置しようとする場所がわかる図面の写し又は現況写真
家庭用燃料電池（エネファーム）	(6) 対象機器等を導入しようとする住宅等の位置図	対象機器等を設置しようとする場所がわかる図面の写し又は現況写真
高効率給湯器 （エコジョーズ）	(7) 導入する対象機器等の仕様（形状、機種、規格、性能に係るカタログ値等）が確認でき、対象要件を満たしていることがわかるものの写し	対象機器等を設置しようとする場所がわかる図面の写し又は現況写真
CO2冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）		対象機器等を設置しようとする場所がわかる図面の写し又は現況写真
高効率減圧式石油給湯器（エコフィール）		対象機器等を設置しようとする場所がわかる図面の写し又は現況写真
堆肥化等設備 生ごみ処理機	(8) 自己が所有しない住宅等（共有を含む）に導入する場合は、町民みんなで推進するゼロカーボン事業補助金対象機器等設置承諾書（別記第2号様式）	ディスプレイ型の場合は、町が設置を承認したことがわかる書類の写し
コンポスター	(9) 事業者のうち、個人事業主の場合は開業届の写し、法人の場合は現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し (10) その他町長が必要と認める書類（特段の理由がある場合のみ添付）	※共通の書類のみ

※ 複数の対象機器等を交付申請する場合、共通書類のうち、(5)、(7)、(10)は機器等ごとに提出が必要。その他の共通書類は1種類で兼用可。

② 交付決定（町 ⇒ 申請者）

町は、申請書の内容を審査した後、「補助金交付決定通知書」により、補助金の交付額（見込み）を通知します。
 なお、交付決定後に、対象機器等の導入を中止する場合などは、役場の環境生活課（温暖化対策係）までご連絡ください。

③ 実績報告（申請者 ⇒ 町） ※郵送可

対象機器等を購入・設置したとき（電気自動車の場合は購入と車両登録のいずれも完了したとき）は、すみやかに下表の各書類を提出してください。「補助事業等実績報告書」とその「別紙」の様式は町ホームページからダウンロードするか、役場の環境生活課（温暖化対策係）でお受け取りください。遅くとも3月31日までに実績報告がない場合は、補助金を交付できませんので、ご注意ください。

対象機器等	提出が必要な書類	
	実績報告（対象機器等の導入後に必要な手続）	
	共通の書類	共通の書類に加えて必要なもの
太陽光発電システム	(1) 補助事業等実績報告書 (音更町補助金等交付規則第15条関係・別記第9号様式)	しゅん工検査の試験記録書の写し
定置用蓄電池		対象機器等の保証書の写し
電気自動車	(2) 補助事業等実績報告書 別紙	自動車検査証の写し
V2H充電設備		対象機器等の保証書の写し
家庭用燃料電池（エネファーム）	(3) 対象機器等の購入・設置に係る領収書（対象経費の内訳が記載してあるもの）の写し	対象機器等の保証書の写し
高効率給湯器 潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）		対象機器等の保証書の写し
高効率給湯器 CO2冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）		対象機器等の保証書の写し
高効率給湯器 高効率減圧式石油給湯器（エコフィール）	(4) 対象機器等の設置状況を撮影した写真（全体がわかる写真と製造番号やナンバーが付されている場合はその部分がわかる近接写真）	対象機器等の保証書の写し
堆肥化等設備 生ごみ処理機	(5) 補助金の振込先を証する書類（通帳の写しなど）	対象機器等の保証書の写し
堆肥化等設備 コンポスター	(6) その他町長が必要と認める書類（特段の理由がある場合のみ添付）	※共通の書類のみ

※ 複数の対象機器等を実績報告する場合、共通書類のうち、(3)、(4)、(6)は機器等ごとに提出が必要。その他の共通書類は1種類で兼用可。

④ 確定通知（町 ⇒ 申請者）

町は、実績報告書の内容を審査した後、「補助金等交付額確定通知書」などにより、補助金の交付額（確定額）を通知するとともに、実績報告書に記載された口座に補助金を振り込みます。

※ 補助金交付までの手順（この手続きは、施工事業者等が代行できます）

対象機器等の設置工事に着手（電気自動車の場合は車両の登録、ディスプレイ型を除く生ごみ処理機とコンポスターの場合は注文）する前に交付申請

① 交付申請（申請者 ⇒ 町）※郵送可

「補助金交付決定通知書」などにより、補助金の交付額（見込み）を通知

② 交付決定（町 ⇒ 申請者）

交付決定後に、対象機器等の導入を中止する
場合などは、役場の温暖化対策係へ連絡

対象機器等の導入を完了

対象機器等を購入・設置したとき（電気自動車の
場合は購入と車両登録のいずれも完了したとき）

対象機器等の導入を完了後、すみやかに（遅くとも3月31日までに）実績報告

③ 実績報告（申請者 ⇒ 町）※郵送可

「補助金等交付額確定通知書」などにより、補助金の交付額（確定額）を通知するとともに、
実績報告書に記載された口座に補助金を振り込み

④ 確定通知（町 ⇒ 申請者）

申請者

音更町役場（環境生活課 温暖化対策係）



機器等の対象者、要件、補助率および補助の上限額

対象機器等		補助対象者	対象要件 (全ての要件を満たす場合に対象)	補助金の算定 (対象経費は税抜き)
太陽光発電システム		個人 または 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽電池の最大出力合計値またはパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれかが2kw以上50kw未満（増設等の場合は既存分も含める。）の小出力発電設備であること。 ○太陽光モジュールが一般財団法人電気安全環境研究所またはその他の中立かつ公正な第三者機関による認証を受けていること。 ○発電した電気の一部を自家消費すること。 	購入・設置費用の3分の1 (上限10万円) ※千円未満は切り捨て
定置用蓄電池		個人 または 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○常時、太陽光発電システムと接続すること。 ○公称蓄電容量が1 kWh以上であること。 ○メーカー指定の環境条件に設置すること。 	購入・設置費用の3分の1 (上限5万円) ※千円未満は切り捨て
電気自動車		個人 または 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○自動車検査証の使用の本拠の位置が、町内の住所となる自動車であること。 ○初度登録年月が補助金を申請する年度の4月以降であること。 	購入・設置費用の20分の1 (上限5万円) ※千円未満は切り捨て
V2H充電設備		個人 または 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車と住宅等とを分電盤を通じて電力を相互に供給するシステムであること。 ○常時、太陽光発電システムと接続すること。 	購入・設置費用の3分の1 (上限5万円) ※千円未満は切り捨て
家庭用燃料電池（エネファーム）		個人	<ul style="list-style-type: none"> ○燃料電池ユニット及び貯湯ユニットで構成されたシステムであること。 ○一般財団法人日本ガス機器検査協会が行うJIA製品認証によって形式認証された製品であること。 ○寒冷地対応であること。 	購入・設置費用の10分の1 (上限8万円) ※千円未満は切り捨て
高効率給湯器 (い ず れ か 1 つ)	潜熱回収型給湯器 (エコジョーズ)	個人	<ul style="list-style-type: none"> ○潜熱を回収するための熱交換器を備えていること。 ○日本工業規格（JISS2075）に基づく熱効率が90%以上であること。 ○寒冷地対応であること。 	購入・設置費用の10分の1 (上限3万円) ※千円未満は切り捨て
	CO ₂ 冷媒ヒートポンプ 給湯器（エコキュート）	個人	<ul style="list-style-type: none"> ○日本工業規格（JISC9220）に基づく年間給湯保温効率、または年間給湯効率が2.7以上であること。 ○寒冷地対応であること。 	購入・設置費用の10分の1 (上限3万円) ※千円未満は切り捨て
	高効率減圧式石油 給湯器（エコフィール）	個人	<ul style="list-style-type: none"> ○潜熱を回収するための熱交換器を備えていること。 ○日本工業規格（JISS2075）に基づく熱効率が90%以上であること。 ○寒冷地対応であること。 	購入・設置費用の10分の1 (上限3万円) ※千円未満は切り捨て
堆肥化等設備 (い ず れ か 1 つ)	生ごみ処理機	個人	<ul style="list-style-type: none"> ○電気ヒーターの温風で生ごみを乾燥させるものや、発酵資材を入れて攪拌するものなどで、電動のものであること。 ○町が事前に設置・使用について承認し、音更町排水設備工事事業者が施工するディスプレイも対象。 	購入・設置費用の2分の1 (上限2万円) ※千円未満は切り捨て
	コンポスター	個人	生ごみや落ち葉などの有機物を、微生物の働きを活用して発酵・分解させて堆肥化するための資材で、電動のものでないこと。	購入費用が2千円以上の場合は一律2千円とし、2千円未満の場合は、その百円未満を切り捨てた額

注1) 町が補助金の交付を決定した後に導入した未使用品に限り補助対象。

注2) 同一の対象機器等について、過去に本補助金の交付を受けたことがある場合は、申請不可（太陽光発電システムについては、町が実施していた同機器への補助制度による交付を含む）。

注3) 同一の対象機器等に対する補助申請は、同一の申請者につき1回まで。異なるものをそれぞれ申請することは可。ただし、高効率給湯器と堆肥化等設備の補助申請は、いずれか1つをそれぞれ1回まで。



補助対象者の区分および要件

① 個人の場合

次の要件を全て満たし、本町の町税に未納の額がない人（同一の世帯の人を含む）

- 住民票に記載されている町民、または町内に居住する予定がある人
- 対象機器等を導入した住宅に入居すること

② 事業者の場合

次の要件を全て満たし、本町の町税に未納の額がないもの

- 個人事業主、または法人であって、音更町内において原則として1年以上引き続き同一の事業を営するもの
- 対象機器等を導入した音更町内の店舗や事務所、それらの附帯施設などで事業活動を行うこと（建設予定を含む）



補助金の手続きの対象期間

- **交付申請** … 各年度4月1日（閉庁日の場合は翌開庁日）～2月末まで（閉庁日の場合はその直前の開庁日）
- **実績報告** … 各年度3月末まで（閉庁日の場合はその直前の開庁日）

■ この補助金に関するお問い合わせ先

音更町役場 町民生活部 環境生活課 温暖化対策係
080-0198 北海道河東郡音更町元町2番地
電話：0155-42-2111 ファクス：0155-42-5160



町HPはこちら